四万十町

行政出前講座

行政出前講座ってなに？

町職員が要請のあった集落などに出向き、町が
取り組む施策や制度などをお話しする講座です。

**町政への理解と関心を深めるとともに、
地域づくりの学習の場としてもぜひご活用ください。**

対象　町内に在住または在学、勤務されている方。
※概ね10人以上の団体でお申し込みください。

開催日　曜日は問いません。

時間　午前９時から午後９時までの間

会場　ご希望の場所

費用　無料

申込　受講申込書に必要事項を記入のうえ、
開催希望日の20日前までにご提出ください。

四万十町ホームページ

**講座メニューおよび申込書は四万十町ホームページを
ご覧いただくか、企画課までお問い合わせください。**

[お問い合わせ先]
企画課　22-3124

６月は、高知県の 男女共同参画 推進月間です。

男女共同参画とは

「男だから、女だから、○○すべき。」といった固定的な考えにとらわれず、お互いに社会の対等なパートナーとして認め合い、自分の意思であらゆる活動に参画する機会が確保され、自由に生き方を選び、また共に責任を担う社会を目指すことです。

家庭で

結婚・出産後も女性が働き続けられるよう、家庭と仕事を両立するために、「家事は女性の仕事」と決めつけず、家事・育児などは家族みんなで分担しましょう。

まずは、あなたの身の回りから行動に移してみませんか。

職場で

近年では、子育てを楽しみたい、積極的に関わりたいという男性も増えています。
子どもの授業参観や学校等の行事に参加するために、あるいは、子どもが熱を出したと保育所から連絡があったときなど、安心して休めるような職場環境や雰囲気づくりも男女共同参画への大事な一歩です。

[お問い合わせ先]
町民課　22-3117
高知県子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課　088-823-9651
こうち男女共同参画センター「ソーレ」　088-873-9100

新型コロナウイルスの影響で売り上げが減少した事業者の皆さまへ

四万十町

事業者経営支援事業

新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に伴い影響を受けた事業者に対し、当該事業を実施するにあたり負担した水道料金、電気料金、ガス料金、燃料費の経費について、事業の継続を目的とし支援します。

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年12月１日から令和３年２月28日の間の売上が、前年同期の売上と比較し**20％以上減少**した個人事業者または中小企業者、小規模企業者。

※令和元年12月２日以降に起業した方
令和２年１月から令和２年11月までの連続する３か月の売上（ただし、期間が３か月に満たない場合は、その間の月平均の売上を３か月に換算した額）と比較し、20％以上減少した個人事業者または中小企業者、小規模企業者。

D建設業 E製造業 H運輸業、郵便業、I卸売業、小売業 K不動産業、物品賃貸業 L学術研究、専門・技術サービス業 M宿泊業、飲食サービス業 N生活関連サービス業、娯楽業　O 教育・学習支援業（中分類81学校教育に分類されるものを除く）Rサービス業（他に分類されないもの）（中分類93から96までの政治・経済・文化団体、宗教等に分類されるものを除く）

補助内容

令和２年12月から令和３年２月までの事業に要した水道光熱費　>>>　補助率 **10／10**

※住居と事業所等が一体となっている場合などで経費の明確な区分ができない場合の補助率は１／２
※水道光熱費とは、町内の事業所もしくは店舗において、当該事業を実施するにあたり要した上水道料金、電気料金、ガス代、その他燃料費とする。（建設現場、建築現場などを除く）

四万十町

旅館・旅客自動車運送業等経営支援助成事業

新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に伴い影響を受けた町内の宿泊事業者、旅客自動車運送事業者、露天商事業者に対し、事業の継続を目的とし支援します。

対象者

四万十町内に事業所もしくは店舗を有する事業者または四万十町内に住所を有する露天商事業者（令和元年分の事業収入の総額が300万円以上（起業後１年未満の方にあっては、当該事業収入の額が月平均25万円以上）であり、かつ、当該事業収入の１／２以上が露天商事業による方に限る）であって、当該事業を継続する意思がある方。

補助内容

旅客自動車運送事業者			宿泊業者	露天商事業者
保有する観光バス１台につき20万円	保有するタクシー１台につき10万円	自動車運転代行業者１事業者につき10万円	（旅館業法に基づく営業許可を受けた者に限る）営業許可の収容定員１名につき２万円	露天商事業者１事業者につき20万円

共通要件

- ☑ 四万十町内に事業所もしくは店舗を有する事業者または四万十町内に住所を置き事業を行う方であって、当該事業を継続する意思がある方。
- ☑ 町税等の滞納がない方。
- ☑ 四万十町の事務および事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年四万十町規則第16号）第２条第２項第５号に規定する排除措置対象者でない方。

受付期間　6月1日 ……> 11月30日（火）

[お問い合わせ先]
にぎわい創出課　22-3281